

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人大月和男の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。(論旨第一点について、被害者Aの父Bが被告人を告訴した昭和二七年二月二〇日当時、右被害者は未成年であつたこと記録上明らかであるから(記録一三九丁)、所論の如き訴訟条件に欠くところはない。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年四月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上	登
裁判官	島		保
裁判官	河	村	又 介
裁判官	小	林	俊 三
裁判官	本	村	善 太 郎